

令和2年第3回羅臼町議会定例会（第2号）

令和2年9月15日（火曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 議案第50号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
- 日程第 2 議案第41号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 3 議案第42号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 4 議案第43号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 5 議案第44号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第45号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第46号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第47号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第48号 財産の取得について
- 日程第10 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第51号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第12 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第13 議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第15 認定第 1号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 2号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 3号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 4号 令和岸年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 5号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 0 認定第 6 号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 報告第 7 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 8 号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 2 3 発議第 5 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 2 4 発議第 6 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 日程第 2 5 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第 1 議案第 5 6 号 令和 2 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤	晶	君	副議長	9番	小野	哲也	君
	1番	加藤	勉	君		2番	田中	良	君
	3番	高島	譲二	君		4番	井上	章二	君
	5番	坂本	志郎	君		6番	松原	臣	君
	7番	村山	修一	君		8番	鹿又	政義	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町長	湊屋	稔	君	副町長	川端	達也	君
教育長	和田	宏一	君	監査委員	松田	眞佐都	君
企画振興課長	八幡	雅人	君	総務課長	本見	泰敬	君
税務財政課長	対馬	憲仁	君	税務財政課長補佐	飯島	東	君
環境生活課長	松崎	博幸	君	保健福祉課長	太田	洋二	君
福祉・介護担当課長	福田	一輝	君	保健・国保担当課長	洲崎	久代	君
産業創生課長	大沼	良司	君	まちづくり担当課長	石崎	佳典	君
建設水道課長	佐野	健二	君	学務課長	平田	充	君
社会教育課長	野田	泰寿	君	社会教育課長補佐	湊	慶介	君
図書館長	菊地	理恵子	君	会計管理者	仙福	聖一	君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	鹿又	明仁	君	議会事務局次長	長岡	紀文	君
--------	----	----	---	---------	----	----	---

午前10時00分 開会

◎開 議 宣 告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第50号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 議案第50号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第50号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第41号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第41号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） 6ページの学校ネット環境整備事業に1,080万円なのですが、これを始めるに当たって、タブレットを使用すると思うのですよね。間違いであ

れば訂正してもらってもいい。それで、授業として取り入れるようになれば、非常に心配しているのは子どもたちの健康面、特に目ですね。参考によると、タブレットみたいなものは20分やったら10分休むとか、そういう部分で、今スマホとかを子どもたちがやって非常に眼鏡をかける子どもたちが多くなっているというお話も聞きますので、教育委員会として学校にどういう指導をしているのか、1点お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） iPad、タブレットを渡すということで今後進めていく予定でありますが、目についてですとか、今後の使い方に関する研修も含めて、2月いっぱいまで学校と一緒に研修等を行っていく予定としております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） それで、実際に研修を行って、実施するに当たって、やはり実際に授業をするに当たって、研修をしていかなければならないだろうというふうに思うので、ぜひその点は、研修して終わりではなくて、実際に授業で実施されているのかどうかということが非常に私は大事だと思うので、その点ぜひ、教育委員会のほうに検証をお願いしたいということで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第41号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第42号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 議案第42号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第42号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第43号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正
予算

○議長(佐藤 晶君) 日程第4 議案第43号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第43号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第44号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 議案第44号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第44号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第45号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第6 議案第45号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第45号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第46号 財産の取得について

○議長(佐藤 晶君) 日程第7 議案第46号財産の取得についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第46号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第47号 財産の取得について

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第47号財産の取得についてを審議いたします。

田中良君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、離席退場を求めます。

(田中議員 離席退場)

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第47号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

田中良君、入場着席願います。

(田中議員 入場着席)

◎日程第9 議案第48号 財産の取得について

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第48号財産の取得についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） 財産取得について、委員会でも質問したのですけれども、どうも後からいろいろ考えてみたのですけれども、やはりきっと私の質問もちょっと悪かったのかなと思っていますけれども、2,620万円ということで入札が終わったということは別に問題ない。ただ、単位が出ているタブレットが幾らとか、私、たしか、それでなかなか答えが出てこないというので、いろいろ仲間の議員からも情報をもらいまして、恐らく設定が、最初に予算を出すときは、そちらで予算を立てるときはタブレットが幾らでという予算が出て、入札にかけるときに一括でぼんと出てくるから、何がその値段になっているのか、安くなったのか、適正な値段であるのかということは、業者から示されないわけでしょう。示されれば分かると思うのですけれども、示されないからきっと委員会の答えになったのかなというふうに捉えているのですけれども。

ただ、私が思うのは、例えば予算化するに当たって、恐らくタブレットがこのぐらい、何々がこのぐらい、この4項目ありますけれども、きっとこの計算をして、以下になれば、その安いところの業者ということで計算していると思うので、それで私が今言ったことで、きっと間違いはないのではないのかなと。

ただ、そこでセットであればセットで構わないので、このぐらいのこちらは予算でいたのだと。だけれども、総額しか出ないのでこういう金額ですと。私、役場ですべての予想額を示せとは言っていない。そこら辺やはりこういう金額のときには、きちんとそこら辺を説明していただければ、私は納得したのだらうというふうに思うのですよ。それについて、今の私の説明が違えば、お答えを願いたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 昨日の委員会の後に、落札した業者のほうも確認して1点1点金額のほうを聞きました。1点目のiPad373台で2,224万130円、iPad Pro25台で269万8,960円、タッチペン398本で89万1,110円、液晶保護フィルム398枚で45万9800円ということで、トータル2,629万円ということで報告がありましたので、申し訳ありませんでした。連絡します。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） 入札が終わって業者が決定しますでしょう。そうしたら、やはりその内訳をきちんと、質問がなければいいのですけれども、質問があったときにきちんと委員会まで、ぜひその点を、今後いろいろな財産取得が、今のタブレットばかりではなくても、いろいろな種目があると思います。そんなことであれば、委員会も長くならなかったと思いますので、ひとつその点、お答えについても慎重にお願いしたいと。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第48号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第49号工事請負契約の締結についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第49号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第51号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第51号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第51号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第52号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第53号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第53号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第53号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第53号北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第54号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長(佐藤 晶君) 日程第14 議案第54号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第54号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 認定第1号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第2号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第3号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第4号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第5号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第6号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算
認定について

◎日程第21 報告第7号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告につ
いて

◎日程第22 報告第8号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告につ
いて

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 認定第1号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳
出決算認定についてから日程第20 認定第6号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳
入歳出決算認定についてまで及び日程第21 報告第7号令和元年度決算に基づく健全化
判断比率の報告について、日程第22 報告第8号令和元年度決算に基づく資金不足比率
の報告についてまでの8件を一括議題といたします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単
明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） ただいま一括上程されました認定第1号から第6号及び報告第
7号、第8号につきましては、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するもので
ございます。

参考資料の資料13の総括表で簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いい
たします。

参考資料29、30ページをお願いいたします。

総括表の上段、網かけは前年度の決算数値でありまして、下段が令和元年度の決算数値
となっております。

説明につきましては、各会計とも収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年
度繰越額、歳入歳出差引残額とさせていただきます。

認定第1号一般会計でございます。

収入済額45億449万8,495円、不納欠損額282万2,866円は、主に町税の
不納欠損でございます。収入未済額1億1,465万2,104円は、町税及び税外収入等
の未納分でございます。支出済額は44億2,404万401円で、歳入歳出差引残額は
8,045万8,094円。

認定第2号国民健康保険事業特別会計。

収入済額10億2,585万1,332円、不納欠損額260万4,336円は、国民健
康保険税の不納欠損でございます。収入未済額1億160万2,812円は、国民健康保
険税の未納分でございます。支出済額は10億641万4,656円で、歳入歳出差引残
高は1,943万6,676円。

次に、認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億5,630万3,007円、不納欠損額76万6,858円は、介護保険料の不納欠損でございます。収入未済額1,197万5,534円は、介護保険料の未納分でございます。支出済額は4億4,790万3,114円で、歳入歳出差引残高は839万9,893円。

次に、認定第4号後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額6,847万6,306円、収入未済額64万8,800円は、後期高齢者医療保険料の未納分でございます。支出済額は6,807万4,333円で、歳入歳出差引残高は40万1,973円。

次に、認定第5号国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額2億611万6,920円、収入未済額9万3,208円、これは診療分の未納分でございます。支出済額は2億424万6,879円で、歳入歳出差引残高は187万41円。

合計につきましては、それぞれ性格が違いますので、省略させていただきます。

なお、全会計、黒字決算でございます。

続きまして、31ページ、32ページをお願いいたします。

認定第6号水道事業会計でございます。

収益的収入及び支出の収入の決算額は2億141万3,887円、支出の決算額は1億9,629万6,266円で、差引過不足額は511万7,621円となりました。

次に、資本的収入及び支出の収入の決算額は5,392万2,000円、支出の決算額は1億1,916万3,918円で、差引過不足額は6,524万1,918円の不足となります。この不足額につきましては、当年度の損益勘定留保資金で補填をしております。

続きまして、議案の1ページにお戻りください。

報告第7号令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

2ページをお願いいたします。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、令和元年度決算において、羅臼町の全会計が黒字決算でありますので、早期健全化基準及び財政再生基準には該当ございません。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3か年における平均比率となっております。前年度の7.7%に対しまして今年度は8.5%で、公債費の元利償還金について大きな増減はなかったものの、償還金の財源となる町税収入や普通交付税、臨時財政対策債が減額となったことなどにより、対前年度比0.8ポイントの増となりましたが、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%のいずれも下回っているものでございます。

次に、将来負担比率につきましては、令和元年度の地方債の現在高が約47億円となり、昨年度と比べてまして約1億4,000万円増加しておりますが、臨時財政対策債を除く町債の多くは主に過疎対策事業債であるため、元利償還金の7割分が交付税措置されることや、ふるさと納税等による寄附金の積立てなど、充当可能財源である基金全体の総額が増加したことなどにより、該当はございません。

したがって、全ての比率につきましては、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

報告第8号令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

4ページをお願いいたします。

令和元年度決算に基づく資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましても、令和元年度決算は黒字決算であり、資金不足を生じていないことから、該当はございません。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

日程第21 報告第7号令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第22 報告第8号令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理いたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いいたします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いいたし

ます。

決算特別委員会の委員の選出のため、暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に、羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（鹿又明仁君） それでは、羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から、田中良議員、坂本志郎議員。

経済文教常任委員会から、加藤勉議員、高島讓二議員。

以上、4名の議員でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま事務局長より報告のとおり、指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会において正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

正副議長室でお願いいたします。

正副議長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、本委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に田中良君、副委員長に加藤勉君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

田中良君。

○2番（田中 良君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良です。

ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の令和元年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定については、会期が本日1日でありますので、閉会中の継続審議の決議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15 認定第1号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20 認定第6号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第23 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第23 発議第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年9月15日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく村山修一、同じく松原臣。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、本来国庫補助金により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第23 発議第5号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定をいたしました。

◎日程第24 発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（佐藤 晶君） 日程第24 発議第6号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 発議第6号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年9月15日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。賛成者、羅臼町議会議員、鹿又政義、同じく井上章二、同じく高島譲二。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通傷害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月15日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第24 発議第6号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（佐藤 晶君） 日程第25 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元

に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、11時20分まで休憩いたします。11時20分再開いたします。

なお、この後、議会運営委員会を第1委員会室でお願いしたいと思います。

午前10時56分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長(佐藤 晶君) お諮りします。

町長から、議案第56号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程議案として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程議案を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第56号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長(佐藤 晶君) 追加日程第1 議案第56号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(川端達也君) 追加議案の1ページをお願いいたします。

議案第56号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,617万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,866万2,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

15款国庫支出金6,617万4,000円を追加し、10億8,760万3,000円。

2項国庫補助金6,617万4,000円を追加し、9億5,470万6,000円。

光ファイバーの整備に伴う高度無線環境整備推進事業負担金に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

歳入合計6,617万4,000円を追加し、62億3,866万2,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費6,617万4,000円を追加し、20億7,934万6,000円。

1項総務管理費6,617万4,000円を追加し、19億9,062万2,000円。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして全国的に通信需要が急増しておりますが、高速ブロードバンド化はオンライン学習や社会経済活動など地域の発展にはますます必要性が高まってくるものでございますので、町内において光ファイバーの未整備地域であります峯浜町と海岸町から相泊地区、湯ノ沢町のビジターセンターから国設キャンプ場までを高度無線環境整備推進事業を活用して光ファイバーを整備するものでございます。

歳出合計6,617万4,000円を追加し、62億3,866万2,000円となるものでございます。

なお、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、御参照願います。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） これが完成した後のことをちょっと聞きたいのですけれども、この後の維持管理についてどういうふうになるのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） このたびの整備につきましては、民設民営方式を取りますので、設置後、維持管理、また故障等の対応につきましては、民間事業者の実施になるものでございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） そうしたら、例えば個人負担ということになれば、どういう関係

になりますか。例えば引込線とか、そういう部分だけが個人負担になるのか。その辺ちょっと、要するに、利用する方も維持管理のことをやっばり、利用するのですからその部分は利用料みたいなのはかかると思うのですけれども、そのほかにかかるものがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 今回の整備について、民間での整備は幹線、道路までと幹線道路に引っ張る部分と、そこから自宅に引く分については、各利用者の申込みによって民間事業者が線を引くと。回線使用料としてその分を各自が負担していくというような形でありますので、自分のところでない限りのコストについては全て民間事業者が実施をするということになりますので、本来的にはそれ以外の負担はないというふうに考えてございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） 今の説明で分かったのですけれども、どのぐらいの負担になるか分からないのですけれども、例えばスマホなんかを買えば分割で年間で何ぼとか、そういうのがありますよ。どういうふうになるのか。一括で払うのか、分割でもそういう月々の手数料の中から引かれるのか。そこまで詳しいことは、まだ分かっていないのですか。もし分かれば、広報とかで実施するときぜひ流してもらいたいと思います。

どんな住民に手数料含めてどういう負担がかかるのかというのは、やはり利用する人は気になると思いますので、その点分かる範囲でいいのですけれども、お答え願えればと。

○議長（佐藤 晶君） 企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 現状で電話の回線を利用されているものと変わらないというふうに考えてございますので、引込みをして光回線を使うということは、月々料金からその分もプラスされて、料金は多分各会社によって違いますけれども、それを月々の利用料として、現在の電話料と同じような形で支払いになるというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第56号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第56号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
令和2年第3回羅臼町定例議会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午前11時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員